

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
公益財団法人 サントリー芸術財団	芸術文化振興基金助成金 (「サントリー芸術財団サマーフェスティバル2013」に対して)	15,000,000		2013/6/26		公財	国所管	芸術文化振興基金による助成金は、年度毎に、下記により適正に交付されている。 ・芸術文化に広く、かつ高い識見を有する15名以内の委員で構成する、芸術文化振興基金運営委員会を設置し、分野別の4つの部会、13の専門委員会を置き、各分野の実情及び、特性に応じた審査体制をとっている。	有
公益財団法人 文楽協会	芸術文化振興基金助成金 (「文楽地方公演 10月・3月(全国)」に対して)	27,000,000		2013/6/26		公財	国所管	・広報誌及びホームページにおいて、助成対象活動、助成先団体、助成金交付予定額、審査にあたった委員の氏名、審査経過、審査の方法等を公表するなど、透明化を図っている。	有
公益社団法人 日本劇団協議会	芸術文化振興基金助成金 (「高校生のための巡回公演」に対して)	25,000,000		2013/6/26		公社	国所管		有
公益社団法人 日本児童青少年演劇協会	芸術文化振興基金助成金 (「児童演劇地方巡回公演(僻地・離島公演)」に対して)	21,000,000		2013/8/15		公社	国所管		有

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。